

鳥取県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱

平成20年3月31日

訓令第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第25号）第3条第1号の規定に基づき実施する後期高齢者の健康診査（以下「健診」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 この健診は、鳥取県後期高齢者医療の被保険者の健康の保持増進のために行うものである。

(実施主体)

第2条 健診の実施主体は、鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）とする。

(対象者)

第3条 健診の対象者は、当該健診の実施当日において鳥取県後期高齢者医療の被保険者であるものとする。

(検査項目及び実施方法)

第4条 健診の検査項目は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年12月28日厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）に規定する特定健康診査に準じ、別表「健診内容表」に掲げるものとし、1年度に1回を上限として行うものとする。

2 健診は、被保険者の住所地の市町村に委託して、毎年度行うものとする。

3 健診は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき市町村（介護保険事業について広域連合を組織している市町村にあっては、当該広域連合）が特定高齢者の候補者に実施する生活機能評価の検査（以下「生活機能検査」という。）と同時に行うこと（以下「同時実施」という。）を原則とする。

4 健診を受託した市町村は、この健診の実施計画を作成し、6月及び11月に広域連合に報告するものとする。また健診終了後は速やかに実施結果を広域連合に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 広域連合は、健診を受託する市町村にその実施に係る費用の額を支払うものとする。なお、この費用の額は、広域連合が関係機関と協議の上、毎年度単価の上限額を設定する。

2 健診を受託した市町村は、健診終了後速やかに広域連合に健診受診者数等を報告し、委託費を請求するものとする。広域連合はこの内容を点検し、適当と認めるときは、当該市町村に請求額を支払うものとする。

3 前項の額を請求するにあたって市町村は、第1項の額から次条で規定する受診者本人が負担する額を予め控除するものとする。

4 第2項の額を請求するに当たって市町村は、健診と生活機能評価とを同時実施した場合、生活機能評価優先の考えに則り、市町村の介護保険事業特別会計（介護保険事業について広域連合を組織している市町村にあっては、当該広域連合の会計）が負担するも

のとして、共通項目分の費用（以下「共通費用」という。）が請求額に含まれていた場合は、予めこれを控除するものとする。

- 5 前項の同時実施に該当する者とは、健診会場において生活機能検査を行った特定高齢者の候補者、及び市町村の委託を受けた健康診査実施機関が健診会場で基本チェックを含む生活機能評価を行った者全員とする。

（費用徴収）

第6条 健診の受診者は、受益費として健診に要する費用の一部を負担するものとし、その額は、一人当たり500円とする。

- 2 前項の一部負担金は、健診実施機関が徴収するものとする。

- 3 生活機能評価と同時実施した場合、市町村が生活機能検査の一部負担金を徴収するときは、健康診査の一部負担金を次のとおりとする。

- (1) 生活機能評価の一部負担金の額が健康診査の一部負担金の額と同額かこれを上回る場合、一部負担金は徴収しない。

- (2) 生活機能評価の一部負担金の額が健診の一部負担金の額未満の場合、健診の一部負担金の額から生活機能評価の一部負担金の額を控除した額とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、健診の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表 健診内容表

後期高齢者における健康診査	実施項目	備考
基本項目 (必ず実施するもの)	問診（自覚症状、服薬歴、既往歴、生活習慣等） 身体計測（身長、体重、BMI） 血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧） 血液検査（脂質検査（中性脂肪、LDL-コレステロール、HDL-コレステロール）、肝機能（GOT、GPT、 γ -GTP）、血糖値（空腹時血糖或いはHbA1c）） 尿検査（尿糖、尿蛋白） 医師による医学的所見（身体診察）	生活機能評価を同時実施した場合、重複項目を二重に行わない。 空腹時血糖が測定できない場合は、随時血糖と読み替えてもよい。
詳細項目 (医師の判断により必要に応じて実施するもの)	貧血検査 (赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値) 心電図検査	実施基準は特定健診に準ずる。 生活機能検査で実施している場合は、二重に行わない。

- ※ 健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に準じて必要な情報を提供するものとする。
- ※ 詳細項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、健診機関において受診者に十分な説明を行われることと共に、広域連合に送付する結果データにおいてその理由を詳述することを条件とする。
- ※ 「基本項目」については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合委託費用は支払われない）。